

小松加賀環境衛生事務組合公平委員会設置条例

昭和 54 年 3 月 31 日
条 例 第 8 号

改正 昭和 57 年 12 月 11 日 条例第 1 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、小松加賀環境衛生事務組合公平委員会を置く。

附 則

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 1 号）抄

この条例は、昭和 58 年 1 月 1 日から施行する。